

令和 8 年矢板市議会定例会

第 4 1 1 回定例会議

議 案 書

令和 8 年 9 月

矢 板 市

令和 8 年矢板市議会定例会第 4 1 1 回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）	・ ・ ・ ・ ・ P	1
議案第 2 号	令和 8 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	・ ・ P	1
議案第 3 号	令和 8 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算	・ ・ ・ ・ ・ P	1
	（第 1 号）		
議案第 4 号	令和 8 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ ・ P	1
議案第 5 号	令和 8 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ P	1
議案第 6 号	令和 7 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について	・ ・ P	2
議案第 7 号	令和 7 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定	・ ・ P	3
	について		
議案第 8 号	令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の	・ ・ P	4
	認定について		
議案第 9 号	令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	・ ・ P	5
	の認定について		
議案第 10 号	令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業	・ ・ P	6
	特別会計歳入歳出決算の認定について		
議案第 11 号	令和 7 年度矢板市水道事業会計決算の認定について	・ ・ ・ ・ P	7
議案第 12 号	令和 7 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について	・ ・ ・ P	8
議案第 13 号	矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の	・ ・ P	9
	一部改正について		
議案第 14 号	矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につ	・ ・ P	13
	いて		
議案第 15 号	矢板市行政財産使用料条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P	17

議案第 1 6 号	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 20
議案第 1 7 号	教育委員会委員の任命同意について	P 26
議案第 1 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 27
議案第 1 9 号	令和 7 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 . . P 28	
	について	
議案第 2 0 号	令和 7 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処 . . P 29	
	分について	

議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 号 令和 8 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 8 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 8 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 8 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 6 号

令和 7 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 7 号

令和 7 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 8 号

令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 9 号

令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 10 号

令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 11 号

令和 7 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 12 号

令和 7 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 13 号

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に
ついて

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年矢板市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録） 第４条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、矢板市印鑑条例（昭和５１年矢板市条例第１９号）第４条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。<u>以下「省令」という。</u>）<u>第１８条の３第１項に</u>基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項と照合するほか、登録を申請する書面に	（登録） 第４条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、矢板市印鑑条例（昭和５１年矢板市条例第１９号）第４条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号_____）<u>第２１条第２項</u>に _____）<u>第２１条第２項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項と照合するほか、登録を申請する書面に

記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(代理人による申請)

第11条 省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第8条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(代理人による申請)

第11条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第8条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 14 号

矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 0 年矢板市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の区分） 第 2 条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	（特殊勤務手当の区分） 第 2 条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) じんあい処理作業に従事する職員</u> <u>の特殊勤務手当</u>
（感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当） 第 3 条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) 家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法	（感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当） 第 3 条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) 家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法

律第 1 6 6 号) 第 2 条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、<u>ランピースキン病</u>、炭そ、<u>ブルセラ症</u>、鼻そ又は市長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が患者若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。 2 略	律第 1 6 6 号) 第 2 条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病_____、炭そ、<u>ブルセラ病</u>、鼻そ又は市長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が患者若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。 2 略 <u>(じんあい処理作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u> 第 5 条 <u>じんあい処理作業に従事する職員の特殊勤務手当は、その勤務に従事したときに支給する。</u> <u>2 前項に規定する手当の額は、月額 2, 5 0 0 円とする。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第2号に規定する処分その他の措置又は処理に従事した職員について適用する。

議案第 15 号

矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

矢板市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

矢板市行政財産使用料条例（昭和 5 7 年矢板市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 3 条の 2 関係）			別表（第 3 条の 2 関係）		
施設の名 称	学校名	使用料（1 時 間につき）	施設の名 称	学校名	使用料（1 時 間につき）
略			略		
空調設備	矢板小学校	略	空調設備	矢板小学校	略
	<u>泉小学校</u>	<u>8 0 0 円</u>			
	<u>片岡小学校</u>	<u>8 0 0 円</u>			
	略	略		略	略
	略	略		略	略
備考 略			備考 略		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の矢板市行政財産使用料条例別表の規定は、この条例の

施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

矢板市道路占用料徴収条例（昭和 6 0 年矢板市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料表

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	5 7 0
	第 2 種電柱		8 8 0
	第 3 種電柱		1, 2 0 0
	第 1 種電話柱		5 1 0
	第 2 種電話柱		8 2 0
	第 3 種電話柱		1, 1 0 0
	その他の柱類		5 1
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ 1 メートルにつ き 1 年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 0 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	3 1 0

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1, 0 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 3 0
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	9 0 0
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1, 0 0 0
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	2 2
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		3 1
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		4 6
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		6 1
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		9 2
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1 2 0
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2 2 0
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3 1 0

	外径が 1 メートル以上のもの				6 1 0	
法第 3 2 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2 条第 2 項第 5	地 下 に	長さ 1 メートルにつ き 1 年	3	
		号に規定する自動運	設 け る			
		行装置による検知の	もの			
		行	対象として設置する	そ の 他		1 0
		補	導線その他の線類	の 物 品		
		助	道路の構造又は交通の状況を		1 本につき 1 年	8 2 0
		施	表示する標示柱その他の柱類			
設		その他のもの	上 空 に	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	5 1 0	
			設 け る			
			もの			
			地 下 に			
			設 け る		3 1 0	
			もの			
	その他のもの				1 , 0 0 0	
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メー	1 , 0 0 0	
法第 3 2 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの		トルにつき 1 年	A × 0 . 0	
					0 4	
		階数が 2 のもの			A × 0 . 0	
					0 6	
		階数が 3 以上のもの		A × 0 . 0	0 8	
	上空に設ける通路				4 5 0	

	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.022$
	その他のもの		$A \times 0.015$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.022$
	上空に設けるもの		$A \times 0.024$
	その他のもの		$A \times 0.034$

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 17 号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 石 崎 五百子

生年月日 [REDACTED]

議案第 18 号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 富 川 成 美

生年月日 [REDACTED]

議案第 19 号

令和 7 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 6, 7 1 3 万 2, 4 4 8 円のうち 5 0 0 万円を減債積立金に、3, 0 0 0 万円を建設改良積立金に積み立て、6, 5 3 2 万 8, 9 6 2 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 20 号

令和 7 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 3 6 9 万 3, 1 0 6 円の
うち 3, 8 3 6 万 7, 4 9 4 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。
る。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

